

広告掲載取扱要領

「安すまパートナー選定支援システム」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	安すまパートナー選定支援システム
	ホームページアドレス	https://sentei.miyakoanshinsumai.com/
	ホームページの内容	京都市への定住・移住を希望する方や、耐震化・省エネ化等の住宅改修を検討されている方に対し、既存住宅のすまい探しやリフォームなどに詳しく、安心して相談できる事業者（通称「安（あん）すまパートナー」）の特色や実績等の情報を提供しています。
	アクセス数	月平均約7,000件 ※ このデータは令和7年1月から令和7年12月の月平均値であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。
広告の規格	広告掲載位置	各ページの下部（詳細は別紙参照） ※ 個別の位置については指定できません。 ※ 今後の当サイトのコンテンツの追加等により、掲載場所が変更となる場合があります。
	広告データ	縦60ピクセル×横140ピクセル ※ ファイル形式はGIF（アニメ不可、透過型不可）又はJPG、データ容量は20キロバイト以内とします。
	枠数	10枠
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ ALT 属性は自由に設定することができます。 ・ 点滅、切り替わりのほか、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・ 文字色と背景色のコントラストは十分に取り、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・ 広告枠には、次の文章を掲載します。 「（注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問合せください。」
掲載条件	広告料金（税込み）	1枠当たり月額2,970円
	広告掲載期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間中、任意の期間を指定してください。 ※ 原則として、各月の初日～月末の1箇月を単位とし、1箇月に満たない場合も1箇月分の広告料金とします。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の7開庁日前 ※ 開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く京都市の開庁日をいいます。

	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告取扱事業者側において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	<ul style="list-style-type: none"> 京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	<ul style="list-style-type: none"> 契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。 その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページ(https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)からダウンロード可)に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで確認のうえ、申込書と併せて提出してください。
	申込期間	<p>令和8年3月2日(月)から全枠決定まで</p> <p>※ 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)に行います。</p> <p>※ 申込み(必要書類の到着)から掲載開始まで2週間程度かかります。</p>
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込み手続き等について」を参照してください。 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。(分割不可) 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます(内容により、修正等をお願いする場合があります。)。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 広告内容等が、広告掲載基準等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です(新しいデータを用意してください。) メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載することはできません。 掲載中の広告の取下げ(契約の解除)は、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。

	お申込み・お問い合わせ先	京都市都市計画局住宅室住宅政策課 (担当：丹後・金光) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 分庁舎 3 階 電 話 075-222-3666 F A X 075-222-3526 メール house@city.kyoto.lg.jp
--	--------------	---